

ハパックロイド ジャパン株式会社

東京 : 03-5212-6200

名古屋 : 052-211-4881

大阪 : 06-6252-3981

メキシコ向け輸出ご担当者様各位

2009年10月

## メキシコ税関24時間前マニフェストに関するご案内

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、2007年9月1日導入のメキシコ税関24時間ルールによる CARGO MANIFEST データ内容につきまして、現地当局より下記の事項を厳格に精査する旨の通達がありました。

- 1) Shipper, Consignee, Notify Party の Full Name & Full Address を記載すること。  
(Include street, name and number, zip code, city and state)
- 2) Consignee/Notify party 欄の “SAME AS CONSIGNEE” and “SAME AS NOTIFY PARTY” 表記は不可。

Shipping Instruction (Dock Receipt)には上記のルールを遵守の上、提出いただきますようお願い申し上げます。

ご不明の点は弊社まで、お問い合わせください。